

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることがある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、バス運転士として業務に従事していたが、会社におけるバス事業の分社化に伴い、平成〇年〇月〇日付けで、会社に在籍したままB会社に出向することとなり、C所在のD営業所において、引き続きバス運転士として勤務していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、E病院に受診し「中等症うつ病エピソード」と診断された。

請求人によると、平成〇年頃、会社から、①B会社への転籍、②早期退職、③会社へ復職しバス事業以外の他職種に就くという3つの選択肢を提案され、平成〇年春に転籍はしないと回答したものの、将来への不安もあって、同年〇月頃から不眠、食欲減退等の症状が出現したという。

なお、請求人は、平成〇年〇月〇日付けで会社に復職し、労務部の所属となり、〇日ほど勤務したものの、その後会社を休職している。

- 3 本件は、請求人が、上記の精神障害は業務上の事由によるものであるとして休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定を

したことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）

は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、請求人は、平成〇年〇月中旬頃に I C D – 1 0 診断ガイドラインの「F 3 2 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断するとの意見を述べている。

当審査会としても、請求人の症状の経過等からみて、専門部会の意見は妥当であり、請求人は同月中旬頃に本件疾病を発病したものと判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

(4) 請求人は、業務による心理的負荷をもたらす出来事として、①平成〇年〇月〇日付けで会社に復職したが、その面接の際に髭のことを指摘されたこと、②会社への復職後の業務として、清掃業務を担当することになったこと、③長年にわたって長時間労働に従事してきたこと、④〇年前にバスの車内で妊婦が転倒した事故について、厳しく叱責されたことなどを主張しているので、以下検討する。

ア ①の出来事について

請求人は、要旨、面接をした上司から、「髪を剃れとは言わないが、生やしていると、ずっと、清掃業務に就くことになる。」などと言われたが、これは、「髪を剃れ。」と言われているようなものであり、パワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）であると述べ、FやGも同旨の事実があつたと申述している。

これに対して、H係長は、要旨、「髪はダメである。」とか、「髪を剃れ。」とかは言っていないが、「ホテルなどのサービス業では髪を生やしている人はいない。」、「剃るか剃らないかは自分で判断してください。」、「髪があると、清掃以外は難しい。」と話したと述べ、また、I係長も、要旨、配属先によっては接客業なので、髪はダメな職場もあると話したと述べている。

これらの申述からすると、直接顧客に応接し、サービスを提供するという会社の事業において、髪を生やしておくことは好ましくないとする判断については、不合理なものであるとまではいえず、また、その指示も高圧的なものであったとは判断し得ず、さらに、髪を剃ることを強要したとまでは認められないことなどから、請求人に対するパワハラであるとはいえないものである。

そうすると、①の出来事が、認定基準別表1具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて検討することが相当であるも、上記事情を勘案すると、その心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

イ ②の出来事について

請求人は、要旨、復職後の業務としてバス営業所の清掃を受け持つことになったと述べているところ、認定基準別表1具体的出来事「配置転換があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて評価するも、当該業務自体は、その内容からみて、比較的容易に対応できるものであることから、その心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

なお、請求人は、バスの運転ができなくなるとともに、数日前までバス運転手として勤務していたB会社D営業所の清掃をすることは屈辱的であり、また、収入が月額〇万円も減収となることは不安であったと主張している。しかしながら、バス事業支出削減策に基づく選択肢において、いわゆる復職

を希望した場合は、B会社以外の職場で他の職種にて勤務することになることは十分に予測し得たものであり、また、収入についても、復職後は、どの部署であってもバス運転手ほどの残業手当等が付かないことも理解されていたと考えることが相当であって、基本給等の固定的に支払われる賃金については引き下げられていないことも併せ考えると、本件の事実経過の下では、収入の減少そのものをもって、業務上の出来事であるとして、その心理的負荷を評価することは妥当とはいえない。

ウ ③の出来事について

(ア) 請求人は、要旨、数年来、長時間労働に従事し、他のバス運転士も長時間労働を行っており、また、事務職でも月100時間以上の長時間労働を行っている者もいると述べている。

(イ) 請求人の労働時間については、監督署長が出務表に基づいて集計しているところ、請求人もJ所長も上記出務表のとおりであると申述していることから、同労働時間数に基づいてその過重性を検討すると、評価期間における1か月当たりの時間外労働時間は、決定書理由で認定しているとおり、最大で84時間32分となる。

同労働時間数は、それ自体で精神障害を引き起こすほどの過重な労働であると認められるものではないものの、その変化をみると、発病3か月前から発病2か月前にかけて、57時間59分から77時間32分と、おおむね20時間増加し、1か月当たりおおむね45時間以上となっており、認定基準別表1具体的な出来事「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を感じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「II」）には該当するものであることから、その心理的負荷の総合評価は「中」となるものと認められる。

なお、再審査請求代理人が作成した意見書によれば、請求人の労働時間は相当な長時間労働であったとして、具体的な時間外労働時間数を摘示しているが、その算定根拠は明確ではなく、これを採用することはできない。また、請求人は、要旨、バスの運転業務は細心の注意が要求されるところ、高い緊張状態にて長時間従事していたものであり、質的及び量的に相当過重であったとも主張しているが、請求人は、入社以来約〇年に及ぶバス運転手としての経験を有していることから、バスの運転業務には十分習熟し

ていたものとみるのが相当であり、さらに、長時間労働についても、請求人は、要旨、休日出勤については、配車主任から協力を依頼されるとお金も必要であったことからできる限り協力してきたと述べており、自ら進んで時間外労働等に従事していたものと考えられる。この点、J所長も、要旨、請求人は残業時間がつくシフトや休日出勤、増務を増やすよう、主任や助役に申し立てていたと述べ、Fも、要旨、請求人は残業や休日出勤を嫌と言わずに引き受けていると述べており、請求人が手当の増額を目的として、積極的に時間外労働や休日労働に従事していたことは疑いの余地がないものであり、こうしたバスの運転業務が、本件疾病の発病をもたらす心理的負荷になったとは判断できない。

エ ④の出来事については、本件疾病発病時から〇年前の平成〇年の出来事であり、評価期間前の出来事であるから、心理的負荷の評価の対象とすることはできない。

オ 以上からすると、請求人の業務による心理的負荷の総合評価が「中」となる出来事が1つと「弱」となる出来事が2つあるものの、恒常的な長時間労働も認められないことから、業務による心理的負荷の全体評価は「中」であると判断する。

(5) 請求人の業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特記すべき事項は認められない。

(6) 以上みたとおり、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「中」であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。